○文部科学省令第四十四号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

文部科学大臣　萩生田光一

押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令

第一条　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「令和　年度」を「　年　月　日」に改め、「印」を削り、「令和　年度」に改める。

第二条　文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則の一部改正）

（文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則（昭和二十四年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　出版権を取得しようとする者は、別表第一に定める様式の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。	**第二条**　出版権を取得しようとする者は、別表第一に定める様式の申請書正本及び副本各一通を文部科学大臣に提出しなければならない。
第三条　前条の申請書を提出する場合には、これに別表第二に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。	**第三条**　前条の申請書を提出する場合には、これに別表第二に定める事項を記載した書類和文及び英文各三通を添付しなければならない。
別表第一 教科書出版資格審査申請書 文部科学著作教科書の出版権を取得するため、資格の審査を受けたいので、別紙書類を添えて申請いたします。 年　月　日 所在地又は住所 申　請　者　名 （法人の場合は代表者氏名） 文部科学大臣　あて	**別表第一** 教科書出版資格審査申請書 申請者名 文部科学著作の左記教科書の出版権を取得するため、資格の審査を受けたいので、別紙書類を添えて申請いたします。 入札教科書の単位番号 平成　年　月　日 所在地又は住所 申　請　者　名　印 （法人の場合は代表者氏名印） 文部科学大臣　あて
別表第二 申請書添付書類記載事項 一～九　［略］ 一〇　製造能力調書 イ～チ　［略］ 一一　供給並びに荷造発送設備調書 イ～ヘ　［略］	**別表第二** 申請書添付書類記載事項 一～九　［同上］ 一〇　製造能力調書（入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと） イ～チ　［同上］ 一一　供給並びに荷造発送設備調書（入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと） イ～ヘ　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（文化功労者年金法施行規則の一部改正）

第三条　文化功労者年金法施行規則（昭和二十六年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号様式中「印」を削る。

（民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則（昭和二十六年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式から別表第三号様式まで、別表第五号様式及び別表第六号様式を次のように改める。

（別表第１号様式）

年　月　日

文部科学大臣　殿

研究機関所在地
研究機関名
代表者氏名

民間学術研究機関補助金交付申請書

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第１条の規定に基き、別紙書類を添付して　年度における補助金の交付を申請いたします。

（別表第２号様式）

研究事業計画書
（　年度）

研究項目	従事者氏名			研究着手年月日	他機関との協力関係	所要経費
	主任研究員	研究補助員	事務員			

「註」研究項目ごとに、事業目的・事業計画の詳細を別紙に記載して添付すること。